

都留市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 2 号

都留市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都留市国民健康保険条例(昭和 34 年都留市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る都留市国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。